

## 令和2年度 沖縄県福祉サービス第三者評価調査者養成研修開催要綱

### 1. 目的

本研修は、これから沖縄県福祉サービス第三者評価制度の評価調査者として活動する者を対象に、評価調査に必要な実践的知識や基本的技術を習得させることを目的として実施する。

### 2. 主催

沖縄県（沖縄県福祉サービス第三者評価事業推進組織）

### 3. 研修期日

第1回 令和2年11月2日（月）、4日（水）、5日（木）

第2回 令和2年11月9日（月）、12日（木）、16日（月）

※第1回、第2回のうち、どちらか1回の受講となります

※詳細は別紙1「研修日程」を参照

### 4. 会場

・沖縄県立図書館 3階ホール（那覇市泉崎1-20-1）

・沖縄県市町村自治会館 4階中会議室（那覇市旭町116-37）

※詳細は別紙1「研修日程」を参照

※会場の駐車場は有料となっておりますので、ご注意ください。

### 5. 研修内容

別紙1「研修日程」を参照

### 6. 研修受講料

無料（ただし、研修受講に要する交通費、昼食代、宿泊費等は受講者負担となります。）

### 7. 受講資格

今後、沖縄県内において評価調査者として活動する予定があり、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者

- (1) 組織運営管理業務を3年以上経験している者又はこれと同等の能力を有していると認められる者
- (2) 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で当該業務を3年以上経験している者又はこれと同等の能力を有していると認められる者

- 注1) 要件(1)の「組織運営管理業務」とは、以下の組織を管理・統括する業務をいう。  
ア 社会福祉法人の役員、福祉サービス事業者の長(いずれも退職者を含む)  
イ 公益法人、特定非営利活動法人の役員、事務局長(いずれも退職者を含む)  
ウ 民間企業の役員、企業内の部署を統括する監督者又は管理者(いずれも退職者を含む)
- 注2) 要件(2)の「福祉、医療、保健分野の有資格者」とは、次に掲げる者とする。  
ア 福祉分野：社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保育士、精神保健福祉士  
イ 医療分野：医師、看護師、理学療法士、作業療法士  
ウ 保健分野：保健師、栄養士
- 注3) 要件(2)の「学識経験者」とは、次に掲げる者とする。  
ア 大学・短期大学・専門学校で、社会福祉、医療、保健分野の教員、講師、助手として3年以上従事しているもの  
イ 社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識及び業務経験を有する者(公認会計士、税理士、社会保険労務士等)
- 注4) 要件(2)の「これと同等の能力を有していると認められる者」とは、社会福祉法人、公益法人、特定非営利活動法人又は行政、民間企業の常勤職員で社会福祉、医療、保健分野において業務(指導的な業務・相談業務)を3年以上経験し、業務を通じて福祉サービス内容を熟知している者をいう。

## 8. 研修申込み

別紙2「研修申込書」を記入のうえ、「7. 受講資格」で定める要件を満たすことを証する書類(職歴による場合は履歴書(任意様式)、資格の保有による場合には履歴書(任意様式)及び当該資格の保有を証する書類(資格証の写しなど)とあわせて、「10. 申込み及び連絡先」へ郵送または直接持参により、**令和2年10月15日(木)まで**にお申し込みください(当日必着)。

※研修申込みにあたっては、「9. 受講にあたっての留意事項」を確認してください。

※受講資格の審査後、受講資格を有する研修申込者には「研修承諾書」を送付します。研修一週間前になっても送付されない場合には、「10. 申込み及び連絡先」までご連絡ください。

## 9. 受講にあたっての留意事項

- (1) 研修当日は、研修承諾書、筆記用具を持参のうえご参加ください。
- (2) 本研修は**指定された研修科目のすべてを受講(欠席・遅刻・早退は認めない。)**し、かつ**令和2年度中に県が別で実施する実技研修を受講しなければ研修を修了したものとみなされません**のでご注意ください。(本要項6ページ参照)  
なお、評価調査者養成研修の修了者とみなされない場合には、再度すべての研修科目を受講しなければ評価調査者として登録することができません。
- (3) 研修期間中は、職員または講師の指示に従って受講してください。職員または講師の指示に反し、迷惑行為等を続けた場合には、受講承諾を撤回する場合がありますので、ご注意ください。
- (4) 本研修を修了した場合であっても、評価機関に所属されていない方は、実際に評価調査業務をすることはできませんのでご注意ください。また、沖縄県では評価調査者に対し、毎年度実施される継続研修の受講を義務付けています。
- (5) 本研修の修了及び評価調査者名簿への登録をもって、評価調査者としての活動が保証されるものではありません。
- (6) 入室の際の手指消毒と検温にご協力ください。また、マスクの着用をお願いします。
- (7) 以下の場合は、受講をお控えください。
  - ・当日、37.5度以上の発熱のある場合

- ・過去 14 日以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした場合
- ・過去 14 日以内に県外・海外への渡航歴がある場合
- ・濃厚接触者となった場合に接触してから 14 日間が経過していない場合

10. 申込み及び連絡先

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

沖縄県 子ども生活福祉部 福祉政策課 地域福祉推進班

TEL (098) 866-2177      FAX (098) 866-2569

(別紙1) 研修日程

- 研修1日目 第1回：11月2日（月） 沖縄県立図書館 3階ホール  
 第2回：11月9日（月） 沖縄県立図書館 3階ホール

時 間	研修内容
9:30	受 付
9:50 (1時間) 10:50	【研修①（養成研修1,2）】講義 講師：沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課 上原 真梨子 内容：第三者評価の理念と基本的な考え方 第三者評価の全体像
10:50 (1時間) 11:50	【研修②（養成研修3）】講義 講師：特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ 堀川 美智子 内容：評価調査者の役割と倫理
11:50 12:40	休 憩
12:40 (3時間) 15:40	【研修③（養成研修5）】講義 講師：特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ 堀川 美智子 内容：利用者調査の方法等について
15:40 15:50	休 憩
15:50 (3時間) 18:50	【研修④（養成研修6）】演習 講師：特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ 堀川 美智子、金城 幸子 内容：書面（事前）審査の着眼点

- 研修2日目 第1回：11月4日（水） 沖縄県立図書館 3階ホール  
 第2回：11月12日（木） 沖縄県立図書館 3階ホール

※研修⑦-A（児童）、⑦-B（障害）及び⑦-C（高齢）は、研修受講申請の際に希望した分野のみ受講すること。ただし、座席に余裕がある場合に限り申請時に希望していない分野の研修を聴講することが可能であるが、当該分野についての評価調査者として登録出来ないので留意すること。

時 間	研修内容
9:40	受 付
10:10 (2時間) 12:10	【研修⑥（養成研修4）（継続研修2）】講義 講師：特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ 金城 幸子 内容：沖縄県福祉サービス第三者評価基準（共通版）の理解と判断のポイント
12:10 13:00	休 憩

13:00 (1時間30分)	【研修⑥（養成研修4）（継続研修2）】講義 講師：特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ 金城 幸子 内容：沖縄県福祉サービス第三者評価基準（共通版）の理解と判断のポイント
14:30 14:40	休 憩
14:40 (3時間30分) 18:10	【研修⑦-A（養成研修4，7）（継続研修2，3）】講義＋演習 講師：特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ 金城 幸子 内容：沖縄県福祉サービス第三者評価基準（高齢者福祉サービス版）の理解と判断のポイント 訪問調査の着眼点

- 研修3日目 第1回：11月5日（木） 沖縄県立図書館 3階ホール  
第2回：11月16日（月） 沖縄県市町村自治会館 4階中会議室

時 間	研修内容
9:30	受 付
9:40 (2時間30分) 12:10	【研修⑦-B（養成研修4，7）（継続研修2，3）】講義＋演習 講師：一般社団法人 沖縄県社会福祉士会 平良 純子 内容：沖縄県福祉サービス第三者評価基準（児童福祉サービス版）の理解と判断のポイント 訪問調査の着眼点
12:10 13:00	休 憩
13:00 (1時間) 14:00	【研修⑦-B（養成研修4，7）（継続研修2，3）】講義＋演習 講師：一般社団法人 沖縄県社会福祉士会 平良 純子 内容：沖縄県福祉サービス第三者評価基準（児童福祉サービス版）の理解と判断のポイント 訪問調査の着眼点。
14:00 14:10	休 憩
14:10 (3時間30分) 17:40	【研修⑦-C（養成研修4，7）（継続研修2，3）】講義＋演習 講師：特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ 八木 末子 内容：沖縄県福祉サービス第三者評価基準（障害者福祉サービス版）の理解と判断のポイント 訪問調査の着眼点。

## ■実技研修

養成研修受講者は、上記のカリキュラム（座学）のすべてを受講し、かつ、令和2年度中に県が別で実施する実技研修の受講を実習科目として行う必要があります。実技研修の受講が無い場合には、評価調査者養成研修の修了者とはみなされず、評価調査者の登録を受けるには再度すべての研修科目を受講する必要があります。

なお、実技研修は高齢、障害、保育の各分野ごとにそれぞれ1日ずつ（10:00～17:00）の開催を予定していますが、詳細は内容が決まり次第、ご連絡いたします。

申込みは、必ず「郵送」か「事務所に持ち込み」ください。  
〒903-0804 那覇市首里石嶺町 4-135-1-207  
一般社団法人沖縄県社会福祉士会 まで

(別紙2) 研修申込書

## 沖縄県福祉サービス第三者評価調査者『養成』研修申込書

令和2年度沖縄県福祉サービス第三者評価調査者養成研修へ次のとおり申し込みます。

沖縄県

子ども生活福祉部福祉政策課長 殿

申込日 令和 年 月 日

申込者氏名 \_\_\_\_\_

ふりがな	
氏名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日 ( 歳)
連絡先 (受講承諾書の 通知先)	〒
	TEL
	FAX
	メールアドレス
所属予定の 評価機関の名称	
受講研修種別 (○を記入する)	保育分野                      高齢分野                      障害分野
受講希望日程 (○を記入する)	第1回                                      第2回

※研修申込書を提出する際には、評価調査者の要件を満たすことを証する書類（職歴による場合は履歴書、資格の保有による場合には履歴書及び当該資格の保有を証する書類）をあわせて提出してください。